

小規模修繕工事等契約希望者登録の申請をされる方へ(登録申請要領)

1. 小規模修繕工事等契約希望者制度について

- ① この制度は、五泉市建設工事入札参加資格審査規程に基づく資格審査を受けていない方でも、「小額で軽易な工事・修繕等」の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する工事、修繕等のうち小規模なものにおいて積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。(発注を確約するものではありません。)
- ② 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が簡易なもので、1件の金額が100万円未満のものです。ただし、水道の給水設備工事及び公共下水道の排水設備工事は、上下水道局において指定業者登録があるので小規模工事等の対象からは除外されます。
- ③ 契約方法は、原則として複数の業者で見積り合わせもしくは入札により、最低価格を提示した方と契約することになります。なお、見積り合わせもしくは入札参加業者に選定されても、都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注課に連絡してください。
- ④ 施工は五泉市契約事務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- ⑤ 受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請け(丸投げ)はできませんので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

2. 登録できる方・できない方

(登録できる方)

五泉市に主たる事業所を置いて建設業を営んでいる法人又は個人の方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いませんが、次に該当する方は登録をすることができません。

(登録できない方)

- ① 五泉市内に主たる営業所又は住所を有しない方
- ② 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- ③ 五泉市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札等参加資格者名簿に登録されている方
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- ⑤ 市税を滞納している方(滞納解消の意思が確認できる方は除く。)

3. 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付してください。

- ① 市税の納付書(課税されている全て)の写し、又は市税務課で発行する直近の納税証明書
- ② 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ④ その他市長が必要と認める書類

※ 申請書及び③は、財政課及び支所地域振興課で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

4. 申請書の書き方

- ① 「住所又は所在地」は事業所の所在地、個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- ② 「商号又は名称」は法人の場合は商業登記簿に記載された商号、個人事業主の場合は通常使用している

名称がある場合はそれを記入、特に名称がない場合は記入しないでください。

- ③ 「代表者氏名」は法人の場合は代表者の氏名を、個人事業主の場合は氏名を記入してください。
- ④ 使用印鑑は、見積(入札)書や契約書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印(登録印)を、個人事業主の場合は原則として実印を使用するものとしますが、それ以外の印鑑を使用する場合は、ゴム印等の変形しやすいものや、三文判、シャチハタは使用しないでください。
- ⑤ 「登録希望業種」は申請書裏面の「小規模修繕工事等の種類及び工事内容」の種類から選択し、記入してください。また、「小規模修繕工事等の種類及び工事内容」の種類欄に○印を、主な工種欄に施工可能なものに○印を、記載されていない工種であれば簡潔に記入してください。登録希望業種は5業種までです。
- ⑥ 「資格・免許等を有する場合、その種類・名称等」の欄は、希望業種の履行に際して資格・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、その種類・名称等を記入してください。

5. 登録の受付及び有効期間

(受付期間) 令和4年2月1日から2月28日まで

※ その後も随時申請は可能です。(登録は令和4年5月1日以降となります。)

(有効期間) 2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

※ 随時申請の場合は、登録された日から令和6年3月31日までの期間となります。

(受付窓口) 本庁財政課 及び 支所地域振興課 地域振興係

6. 登録事項の変更等

登録申請した後で、申請事項に変更が生じた場合は変更届を、事業を中止又は廃止した場合は中止・廃止届を速やかに財政課または支所地域振興課へ提出してください。

7. 登録の取り消し

登録名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- ① 2に規定している(登録できない方)に該当するようになった場合
- ② 倒産または破産した場合
- ③ 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

8. 契約の方法

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って書面(契約書または請書)等により契約します。この場合の契約保証金は、原則として免除します。

9. 登録名簿の公開

登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性確保のため、財政課での閲覧及びホームページで一般にも公開しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

10. その他

登録申請をした方は、登録名簿に登録され、市が発注する小規模工事等の指名業者選定の対象となりますが、**登録名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。**